

閲覧用

**【藤沢市介護予防・日常生活支援総合事業の
報酬に関する基準（案）】**

藤沢市パブリックコメント（市民意見公募）手続用

意見の募集期間

2016年（平成28年）5月10日（火）から

6月8日（水）まで

受付場所：藤沢市福祉部介護保険課（藤沢市役所新館2階）

受付時間：午前8時30分から午後5時まで（土日祝を除く。）

藤沢市介護予防・日常生活支援総合事業の報酬に関する基準（案）

（趣旨）

第1条 この告示は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45の3第2項及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の63の2第1項第1号イ及び第3号イの規定に基づき、この市が行う第1号訪問事業（法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業をいう。以下同じ。）及び第1号通所事業（法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業をいう。以下同じ。）に要する費用の額の算定に関する基準等を定めるものとする。

（第1号事業支給費単位数表）

第2条 この市が行う第1号訪問事業及び第1号通所事業に要する費用の額（以下「第1号事業支給費基準額」という。）は、別表第1号事業支給費単位数表により算定するものとする。

（第1号事業支給費基準額）

第3条 第1号事業支給費基準額は、次の各号に掲げるサービスの種類に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 介護予防訪問型サービス 厚生労働大臣が定める1単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号。以下「単価告示」という。）に規定する単価のうち藤沢市の地域区分に応じた「介護予防訪問介護」の単価を、別表に定める単位数に乗じて得た額
- (2) 訪問型サービスA 単価10円を、別表に定める単位数に乗じて得た額
- (3) 介護予防通所型サービス（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第13条の規定により、介護予防通所型サービス事業者の指定を受けたものとみなされた事業者が行うものに限る。）単価告示に規定する単価のうち事業所所在市区町村の地域区分に応じた「介護予防通所介護」の単価を、別表に定める単位数に乗じて得た額
- (4) 介護予防通所型サービス（前号に該当するものを除く。）単価告示に規定する単価のうち藤沢市の地域区分に応じた「介護予防通所介護」の単価を、別表に定める単位数に乗じて得た額

（第1号事業支給費の算定方法）

第4条 第1号事業支給費の額は、前条の規定により算定した第1号事業支給費基準額に、100分の90を乗じて得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第29条の2第1項により算定した所得の額が、同条第2項及び第3項で定める額以上である居宅要支援被保険者等に係る第1号事業支給費の額は、第1

号事業支給費基準額に100分の80を乗じて得た額とする。この場合において、政令第29条の2中「予防給付に係るサービス」とあるのは「第1号事業に係るサービス」と、「予防給付対象サービス」とあるのは「第1号事業支給費対象サービス」と読み替えて適用するものとする。

(端数処理)

第5条 前2条の規定により、第1号訪問事業支給費基準額及び第1号事業支給費を算定する場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は、それぞれ切り捨てて計算するものとする。

(支給限度基準額)

第6条 第1号事業支給費の支給限度基準額は、1月当たり、次の各号に掲げる要支援被保険者等の区分に応じ、当該各号に定める単位数により算定した額とする。

(1) 事業対象者(省令第140条の62の4第2号に規定する者をいう。以下同じ。)
5,003単位

(2) 要支援1 5,003単位

(3) 要支援2 10,473単位

2 同じ月に第1号事業及び介護予防サービスの提供を受けた場合における前項の規定の適用は、介護予防サービスに係る単位数と第1号事業に係る単位数を合計したものについて行うものとする。

3 訪問型サービスAに係る第1号事業支給費の支給限度基準額は、1月当たり、次の各号に掲げる要支援被保険者等の区分に応じ、当該各号に定める単位数により算定した額とする。ただし、初回加算については、支給限度基準額の対象としない。

(1) 事業対象者 800単位

(2) 要支援1 800単位

(3) 要支援2 1,600単位

附 則

この告示は、平成28年10月1日から適用する。

別表

第1号事業支給費単位数表

1 介護予防訪問型サービス事業費

ア 介護予防訪問型サービス事業費	- 1	1,168 単位
イ 介護予防訪問型サービス事業費	- 2	2,335 単位
ウ 介護予防訪問型サービス事業費	- 3	3,704 単位

注1 利用者に対して、介護予防訪問型サービス事業所（藤沢市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営等に関する基準（以下「総合事業基準」という。）第6条第1項に規定する介護予防訪問型サービス事業所をいう。以下同じ。）の訪問介護員等（同項に規定する訪問介護員等をいう。以下同じ。）が、介護予防訪問型サービス（総合事業基準第2条第1号に規定する介護予防訪問型サービスをいう。以下同じ。）を行った場合（1月を通して生活援助のみのサービス提供を行った場合を除く。）に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。

ア 介護予防訪問型サービス事業費 (1) 介護予防サービス計画等（介護予防サービス計画（法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいう。）又は介護予防ケアプラン（総合事業基準第16条に規定する介護予防ケアプランをいう。）をいう。以下同じ。）において、1週に1回程度の介護予防訪問型サービスが必要とされた者

イ 介護予防訪問型サービス事業費 (2) 介護予防サービス計画等において、1週に2回程度の介護予防訪問型サービスが必要とされた者

ウ 介護予防訪問型サービス事業費 (3) 介護予防サービス計画等において、イに掲げる回数を超えて介護予防訪問型サービスが必要とされた者（その要支援状態区分が要支援2である者に限る。）

注2 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成27年厚生労働省告示第94号を。以下「大臣利用者等告示」という。）第2号に相当するサービス提供責任者を配置している介護予防訪問型サービス事業所において、介護予防訪問型サービスを行った場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

注3 介護予防訪問型サービス事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4に規定する養護老人ホーム、同法第20条の6に規定する軽費老人ホーム若しくは同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム又は高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅であって同項に規定する都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）

及び同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）にあっては、指定都市又は中核市の市長。以下同じ。）の登録を受けた者に限る。以下この注において同じ。）若しくは介護予防訪問型サービス事業所と同一建物に居住する利用者又は介護予防訪問型サービス事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用者に対し、介護予防訪問型サービスを行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

注4 厚生労働大臣が定める地域（平成24年厚生労働省告示第120号。以下「大臣地域告示」という。）で定める地域に所在する介護予防訪問型サービス事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が介護予防訪問型サービスを行った場合は、特別地域介護予防訪問型サービス加算として、1月につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注5 大臣地域告示で定める地域に所在し、かつ、厚生労働大臣が定める施設基準（平成27年厚生労働省告示第96号。以下「大臣施設基準告示」という。）第68号に相当する介護予防訪問型サービス事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が介護予防訪問型サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注6 介護予防訪問型サービス事業所の訪問介護員等が、大臣地域告示で定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（総合事業基準第26条第5号に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて、介護予防訪問型サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注7 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防訪問型サービス事業費 は、算定しない。

注8 利用者が一の介護予防訪問型サービス事業所において介護予防訪問型サービスを受けている間は、当該介護予防訪問型サービス事業所以外の介護予防訪問型サービス事業所が介護予防訪問型サービスを行った場合に、介護予防訪問型サービス事業費 は、算定しない。

エ 初回加算

200単位

注 介護予防訪問型サービス事業所において、新規に介護予防訪問型サービス計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の介護予防訪問型サービスを行った日の属する月に介護予防訪問型サービスを行った場合又は当該介護予防訪問型サービス事業所のその他の訪問介護員等が初回若しく

は初回の介護予防訪問型サービスを行った日の属する月に介護予防訪問型サービスを行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

オ 生活機能向上連携加算 100単位

注 利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生省令第35号。以下「指定介護予防サービス基準」という。))第79条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。)の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定介護予防訪問リハビリテーション(指定介護予防サービス基準第78条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。)を行った際にサービス提供責任者が同行し、当該理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状況等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした介護予防訪問型サービス計画を作成した場合であって、当該理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該介護予防訪問型サービス計画に基づく介護予防訪問型サービスを行ったときは、初回の当該介護予防訪問型サービスが行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算する。

カ 介護職員処遇改善加算

注 厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号。以下「大臣基準告示」という。))第4号に相当する介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た介護予防訪問型サービス事業所が、利用者に対し、介護予防訪問型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算() アからオまでにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算() アからオまでにより算定した単位数の1000分の48に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算() (2)により算定した単位数の1000分の90に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算() (2)により算定した単位数の1000分の80に相当する単位数

2 介護予防訪問型サービス事業費

ア	介護予防訪問型サービス事業費	- 1	1,051 単位
イ	介護予防訪問型サービス事業費	- 2	2,101 単位
ウ	介護予防訪問型サービス事業費	- 3	3,333 単位

注1 利用者に対して、介護予防訪問型サービス事業所の訪問介護員等が、介護予防訪問型サービスを行った場合(1月を通して生活援助のみのサービス提供を行った場合に限る。)に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。

- ア 介護予防訪問型サービス事業費 - 1 介護予防サービス計画等において、1週に1回程度の介護予防訪問型サービス(生活援助に限る。以下この項において同じ。)が必要とされた者
- イ 介護予防訪問型サービス事業費 - 2 介護予防サービス計画等において、1週に2回程度の介護予防訪問型サービスが必要とされた者
- ウ 介護予防訪問型サービス事業費 - 3 介護予防サービス計画等において、イに掲げる回数の程度を越える介護予防訪問型サービスが必要とされた者(その要支援状態区分が要支援2である者に限る。)

注2 大臣利用者等告示第2号に相当するサービス提供責任者を配置している介護予防訪問型サービス事業所において、介護予防訪問型サービス(生活援助に限る。以下この項において同じ。)を行った場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

注3 介護予防訪問型サービス事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物(老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホーム、同法第20条の6に規定する軽費老人ホーム若しくは同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム又は高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅であって同項に規定する都道府県知事の登録を受けた者)に限る。以下この注において同じ。)若しくは介護予防訪問型サービス事業所と同一建物に居住する利用者又は介護予防訪問型サービス事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用者に対し、介護予防訪問型サービスを行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

注4 大臣地域告示で定める地域に所在する介護予防訪問型サービス事業所(その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が介護予防訪問型サービスを行った場合は、特別地域介護予防訪問型サービス加算として、1月につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注5 大臣地域告示で定める地域に所在し、かつ、大臣施設基準告示第68号に相当する介護予防訪問型サービス事業所(その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される

事務所の訪問介護員等が介護予防訪問型サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注6 介護予防訪問型サービス事業所の訪問介護員等が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、介護予防訪問型サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注7 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防訪問型サービス事業費は、算定しない。

注8 利用者が一の介護予防訪問型サービス事業所において介護予防訪問型サービスを受けている間は、当該介護予防訪問型サービス事業所以外の介護予防訪問型サービス事業所が介護予防訪問型サービスを行った場合に、介護予防訪問型サービス事業費は、算定しない。

エ 初回加算 200単位

注 介護予防訪問型サービス事業所において、新規に介護予防訪問型サービス計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の介護予防訪問型サービスを行った日の属する月に介護予防訪問型サービスを行った場合又は当該介護予防訪問型サービス事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の介護予防訪問型サービスを行った日の属する月に介護予防訪問型サービスを行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

オ 生活機能向上連携加算 100単位

注 利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定介護予防訪問リハビリテーションを行った際にサービス提供責任者が同行し、当該理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状態等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした介護予防訪問型サービス計画を作成した場合であって、当該理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該介護予防訪問型サービス計画に基づく介護予防訪問型サービスを行ったときは、初回の当該介護予防訪問型サービスが行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算する。

カ 介護職員処遇改善加算

注 大臣基準告示第4号に相当する介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た介護予防訪問型サービス事業所が、利用者に対し、介護予防訪問型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は

算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算() アからオまでにより算定した単位数の100分の86に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算() アからオまでにより算定した単位数の100分の48に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算() (2)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算() (2)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

3 訪問型サービスA事業費

- ア 30分未満 130単位
- イ 30分以上60分未満 200単位

注 利用者に対して、訪問型サービスA事業所(総合事業基準第43条第1項に規定する訪問型サービスA事業所をいう。以下同じ。)の従事者(同項に規定する従事者をいう。以下同じ。)が、訪問型サービスA(総合事業基準第2条第2号に規定する訪問型サービスAをいう。以下同じ。)を行った場合に、現に要した時間ではなく、訪問型サービスA計画(総合事業基準第77条第2号に規定する訪問型サービスA計画をいう。以下同じ。)に位置付けられた内容の訪問型サービスAを行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

- ウ 初回加算 200単位

注 訪問型サービスA事業所において、新規に訪問型サービスA計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の訪問型サービスAを行った日の属する月に訪問型サービスAを行った場合又は当該訪問型サービスA事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の訪問型サービスAを行った日の属する月に訪問型サービスAを行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

4 介護予防通所型サービス事業費

- ア 介護予防通所型サービス事業費1 1,647単位
- イ 介護予防通所型サービス事業費2 3,377単位

注1 介護予防通所型サービス事業所(総合事業基準第80条第1項に規定する介護予防通所型サービス事業所をいう。以下同じ。)において、介護予防通所型サービス(総合事業基準第2条第3号に規定する介護予防通所型サービスをいう。以下同じ。)を行った場合に、次に掲げる要支援被保険者等の区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。

ただし、厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成12年厚生省告示第27号。以下「通所介護費等の算定方法」という。）第15号に定める基準に相当する場合は、当該告示により算定する。

ア 介護予防通所型サービス事業費1 事業対象者又は要支援1

イ 介護予防通所型サービス事業費2 要支援2

注2 介護予防通所型サービス従業者（総合事業基準第80条第1項に規定する介護予防通所型サービス従業者をいう。以下同じ。）が、大臣地域告示で定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（総合事業基準第85条第6号に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて、介護予防通所型サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注3 大臣基準告示第18号に相当するものとして市長に届け出た介護予防通所型サービス事業所において、若年性認知症利用者（政令第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要支援者となった者をいう。以下同じ。）に対して介護予防訪問型サービスを行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として1月につき240単位を所定単位数に加算する。

注4 利用者が、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防通所型サービス事業費は算定しない。

注5 利用者が1の介護予防通所型サービス事業所において介護予防通所型サービスを受けている間は、当該介護予防通所型サービス事業所以外の介護予防通所型サービス事業所が介護予防通所型サービスを行った場合に、介護予防通所型サービス費は算定しない。

注6 介護予防通所型サービス事業所と同一建物に居住する者又は介護予防通所型サービス事業所と同一建物から当該介護予防通所型サービス事業所に通う者に対し、介護予防通所型サービスを行った場合は、1月につき次の単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

ア 事業対象者又は要支援1 376単位

イ 要支援2 752単位

ウ 生活機能向上グループ活動加算 100単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグル

ープに対して実施される日常生活上の支援のための活動(以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。)を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、同月注に利用者に対し、運動器機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は選択的サービス複数実施加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。

ア 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員その他介護予防通所型サービス事業所の介護予防通所型サービス従業者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した介護予防通所型サービス計画(総合事業基準第93条第2号に規定する介護予防通所型サービス計画をいう。以下同じ。)を作成していること。

イ 介護予防通所型サービス計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。

ウ 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていること。

エ 運動器機能向上加算

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の運動器の機能向上を目的として個別的に実施される機能訓練であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下この注及びキにおいて「運動器機能向上サービス」という。)を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ア 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師(以下この注において「理学療法士等」という。)を1名以上配置していること。

イ 利用者の運動器の機能を利用開始時に把握し、理学療法士等、看護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、運動器機能向上計画を作成していること。

ウ 利用者ごとの運動器機能向上計画に従い、理学療法士等、看護職員その他の職種の者が運動器機能向上サービスを行っていると同時に、利用者の運動器の機能を定期的に記録していること。

エ 利用者ごとの運動器機能向上計画の進捗状況を定期的に評価していること。

オ 通所介護費等の算定方法第15号に定める基準に相当しない介護予防通所型サービス事業所であること。

オ 栄養改善加算

150単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及びキにおいて「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ア 管理栄養士を1名以上配置していること。

イ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下この注において「管理栄養士等」という。）が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

ウ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

エ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。

オ 通所介護費等の算定方法第15号に定める基準に相当しない介護予防通所型サービス事業所であること。

カ 口腔機能向上加算

150単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれがある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及びキにおいて「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ア 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。

イ 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。

ウ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。

エ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価していること。

オ 通所介護費等の算定方法第15号に定める基準に相当しない介護予防通所型サービス事業所であること。

キ 選択的サービス複数実施加算

注 大臣基準告示第109号に相当するものとして市長に届け出た介護予防通所型サービス事業所が、利用者に対し、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうち複数のサービスを実施した場合に、1月につき次に掲げる単位を所定単位数に加算する。ただし、運動器機能向上加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合は、次に掲げる加算は算定しない。また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 選択的サービス複数実施加算 ()

(2) 選択的サービス複数実施加算 ()

ク 事業所評価加算

注 大臣基準告示第110号に相当するものとして市長に届け出た介護予防通所型サービス事業所において、評価対象期間(大臣利用者等告示第82号に相当する期間をいう。)の満了日の属する年度の次の年度内に限り1月につき所定単位数を加算する。

ケ サービス提供体制強化加算

注 大臣基準告示第23号イ、ロ又はハに相当するものとして市長に届け出た介護予防通所型サービス事業所が、利用者に対し介護予防通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、利用者の区分に応じて1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) サービス提供体制強化加算 ()イ

ア 事業対象者又は要支援1 72単位

イ 要支援2 144単位

(2) サービス提供体制強化加算 ()ロ

ア 事業対象者又は要支援1 48単位

イ 要支援2 96単位

(3) サービス提供体制強化加算 ()

ア 事業対象者又は要支援1 24単位

イ 要支援2 48単位

コ 介護職員処遇改善加算

注 大臣基準告示第4号に相当する介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た介護予防通所型サービス事業所が、利用者に対し、介護予防通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算() アからケまでにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算() アからケまでにより算定した単位数の1000分の22に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算() (2)により算定した単位数の1000分の90に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算() (2)により算定した単位数の1000分の80に相当する単位数